

第16回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年9月22日 木曜日 午後1時30分
石川県庁舎 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 漁業の許可の更新等について(小型いか釣り漁業(あかいか)、小型機船底びき網漁業(手操第3種漁業なまこけた網)、固定式刺し網漁業(たら))
- ② 漁獲可能量(まいわし)の融通について (報告)
- ③ 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について (報告)
- ④ 7月・8月の許認可実績について (報告)
- ⑤ ホッコクアカエビ資源量調査結果について (報告)
- ⑥ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年9月14日

3. 出席者

出席委員 (10名)

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	中村 浩二	〃	五十嵐誠一
〃	太田 均	〃	笹波 守勝

水産課 沢田課参事、小柳主幹、坂本主任技師、坂井技師
水産総合センター 内藤主任技師
事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 漁業の許可の更新等について(小型いか釣り漁業(あかいか)、小型機船底びき網漁業(手操第3種漁業なまこけた網)、固定式刺し網漁業(たら))

①制限措置の内容等について (諮問)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定を承認した。 (資料1参照)

(2) 漁獲可能量(まいわし)の融通について (報告)

水産課から報告を受けた。 (資料2参照)

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について (報告)

水産課から報告を受けた。 (資料3参照)

(4) 7月・8月の許認可実績について（報告）
水産課から報告を受けた。

(資料4参照)

(5) ホッコクアカエビ資源量調査結果について（報告）
水産総合センターより報告を受けた。

(資料5参照)

6. 委員会終了時間 午後2時25分

第16回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長	<p>定刻となりましたので、第16回石川海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>なお、本日は中村浩二委員、中委員、角屋委員、川島委員、橋本委員から欠席のご連絡を受けております。またですね、本日、県議会対応のためですね水産課のですね、武田次長からも欠席の連絡を受けております。また、代理として沢田課参事に出席いただいております。</p> <p>それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。よろしくをお願いします。</p>
稲 村 会 長	<p>皆様ご苦勞様でございます。台風14号大分心配をいたしましたけども、私どもの知る限り、大した被害もなく、終わったようでございます。本当にほっとしているところでございます。台風が過ぎると同時に、外気温も下がりましたが、海水温も5℃くらい下がったようでございます。夏枯れが酷かったんですが、秋の漁に期待ができるのかなあとという風に思っているところでございます。今日は2か月ぶりの会議でございます。只今から開催させたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
辻 局 長	<p>ありがとうございました。議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。お手持ちの資料をご覧ください。まず、最初に次第、資料-1「漁業許可の更新について」諮問文が先頭にあるもの、資料-2「漁獲量可能量の融通について」、資料-3「全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について」、資料-4「7月・8月の許認可実績について」、資料-5「ホッコクアカエビ資源量調査結果について」、最後に、最新の漁海況情報をおつけしています。以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか？</p> <p style="text-align: center;">[全員、資料がそろっていることを確認]</p> <p>それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。</p>
稲 村 会 長	<p>本日の議事録署名人を小川委員と太田委員にお願いします。</p> <p style="text-align: center;">[両委員 了承]</p> <p>では、議題1の「漁業許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。</p>
辻 局 長	<p>資料-1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。</p> <p style="text-align: center;">[諮問文朗読]</p>

それでは、内容について、水産課より説明をお願いします。

小 柳 主 幹

水産課小柳です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は3ページと4ページになります。

今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、3ページにありますように小型いか釣り漁業（あかいか）、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網漁業）、および固定式刺し網漁業（たら）です。これについて4ページの資料で説明していきますので、3ページと4ページを併せてご覧いただければと思います。

まず（1）小型いか釣り漁業（あかいか）について、3ページでお示ししております制限措置のうち、グレーに塗ってある部分が今回ご審議いただく内容になります。印刷の関係で見にくくなっており大変申し訳ありませんが、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と遊休許可の枠数管理の数です。

これについては資料4ページの（1）枠数管理からの新規許可についてというところでご説明いたします。県漁協押水支所から小型いか釣り漁業（あかいか）の許可について、遊休許可制度に基づく枠管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記の通り変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の376件、うち遊休許可の名簿管理の数59件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は377件となります。遊休許可の名簿管理の数は59件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の55件から1件減って54件になります。以上を踏まえ、3ページに記載の（1）小型いか釣り漁業（あかいか）の制限措置について許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を54とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和4年9月22日から令和4年9月29日までとします。なお、許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を376件から377件に更新したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

次に3ページ記載の（2）小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこ桁網漁業、）固定式刺し網（たら）についてです。まず、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこ桁網漁業）について、こちらは4ページの資料の（2）有効期間が短い許可の新規許可というところでご説明いたします。この小型機船底びき網漁業（手繰第3種なまこけた網）に関する許可は、養殖区域の近くを操業するため、毎年関係者間で協定を結んで行う1年毎の短期許可になります。この許可についても許可の有効期間が終了とな

るため、引き続き許可をするものですが、1年毎の短期許可ということで新規許可と記載しています。こちらは七尾西湾地区を対象とし、許可件数は昨年と同様2件となっています。こちらの許可についても取扱方針は添付していませんが、昨年度の海区漁業調整委員会でご審議いただいております、内容に変更はありません。ということで、3ページ記載の制限措置はすべて昨年度公示したものと同様のため、グレーに塗ってある箇所はありません。許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和4年9月22日から令和4年10月21日とします。

最後に固定式刺し網（たら）についてです。3ページの資料ではこちら印刷の関係でグレーに塗ってある部分が大変見にくくなっていますが、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠数管理の数をご審議いただく内容となっております。こちらについては4ページの（3）継続の許可で説明いたします。こちら許可の有効期間が満了するため、引き続き許可を更新するものです。対象は輪島地区で、許可件数は67件うち、遊休許可の名簿管理の数14件となっています。添付いたしました取扱方針については、昨年、輪島地区以外を対象とした許可の更新の際に海区漁業調整委員会でご審議いただいているものです。今回は輪島地区の許可すべき隻数と漁業を営む者の資格を更新し、その他の変更はありません。以上を踏まえ、3ページに記載の（1）固定式刺し網（たら）の制限措置について許可または起業の認可をすべき船舶等の数を53うち遊休許可の名簿管理の数14、漁業を営む者の資格については記載のとおり、遊休許可の枠数管理の数を4とします。申請すべき期間については、こちら先ほどの小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこ桁網漁業）と同様、令和4年9月22日から令和4年10月21日とします。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

稲村会長

なければ、知事から諮問の、制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

稲村会長

では、議題2の漁獲可能量（まいわし）の融通について水産課より報告願います。

坂本主任技師

水産課の坂本です。よろしく願います。まいわしについては、国で決められたTAC対象魚種として漁獲上限を決めて資源

管理している魚種になります。この度、島根県から要望を受け、水産庁及び関係県と調整のうえ、まいわしの漁可能量の譲渡を行いましたので、その報告でございます。まいわしの今期の本県漁獲可能量は21,100トンと定められており、県の留保を設けて中型まき網、定置網の各区分に配分することで運用してまいりました。8月末時点での県内漁獲実績はおよそ11,600トンで、消化率は55%程度となっております。8月以降は石川県周辺ではまいわしの漁場形成はほとんど見られず、漁獲は落ち着いている状況です。近年の動向からすると、今後の漁獲はほとんど見込まれず、多くとも数百トン程度かと見込んでいます。

一方、要望のあった島根県では、春からまいわしの漁場形成が継続しており、8月末時点で30,000トンほどの漁獲があったところですが、例年秋以降も漁場形成があるため年間では45,000トンほどの漁獲が見込まれ、島根県の漁獲可能量から3,000トンほどの不足量が発生する見込みとのことですが、そのため、石川県に対して融通の要望がありました。資料の表のとおり、県では4,800トンを留保していましたが、漁業者の了解をいただいて、そこから9月16日付けで3,000トンを譲渡しました。なお、残りの留保は1,800トンありますので、今後はこの数量を運用することで対応することになります。また、仮に今後本県に想定外の来遊があり、譲渡したことで枠がひっ迫してしまうような状況になった場合は、譲渡先の島根県からは数量を戻して頂けると言うことを言っておいております。特に浮魚類は来遊の変動も大きいため、本県でTAC枠が足りない時には逆に数量を融通していただくこともあり得ます。引き続きこのような形で他県、大臣許可漁業との融通も進めながら、できる限り柔軟に管理を進めていければと考えております。

説明は以上になりますが、ご参考までに今の融通について県公報にて公表いたしますので、公表案を11ページにつけております。後程ご覧いただければと思います。説明は以上になります。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中村明子委員

いくつか質問があります。まず一つは、他の県がいろいろある中で石川県に要望があったのは何か理由があるのですか。それから、今枠がひっ迫してきたら島根県のほうから返していただけるということを確認しているということでしたが、どんな形で約束は残っているのか。それから、県内の漁業者の方からは、例えば意見聴取などはされているのかどうか。以上、三つについてお答えください。

坂本主任技師

まず一点目、なぜ石川県への要望なのかという点ですが、前提としまして、水産庁及び関係県、大臣許可漁業と、定期的な打ち合わせを開催しておりまして各県の漁獲量の状況などを共有しているところでもあります。過去のデータから各県または漁業の見込みを出しまして、余裕があるかどうかその打ち合わせの中でわかるものとなっております。その中で、石川県が見込みではあり

ますけども今季余剰がありそうというところで、融通の要望をいただいたという形になっております。

島根県に返してもらうという約束についてですが、そちらに関してもその打ち合わせの中で、議事録等を作成しております。その中に記載しているものとなっております。そちらのやりとりについては、水産庁をはじめ、他の県のところにも承知の上で進めておりますので、そういった形で残しております。県内の関係者への調整ということですが、こちら水産課職員が漁業者のところに出向きまして、今と同じような表を用いて説明し、了解を得ているところであります。

稲村会長

他にありませんか。

坂下委員

それと関連してありますが、島根県が枠が一杯で返せなくなったときは、他のところから借りられるのでしょうか。

坂本主任技師

他の関係県ということでしょうか。

坂下委員

前、島田さんがこれの説明した時に、全国的にこういうことやっているの。足りているところは足りないところに貸すことを全国的にやっているということでしたね。

坂本主任技師

はい、そうです。全国でそういったような体制を整えながら、融通という話を進めているところですけど、今こちらのマイワシの対馬暖流系群というのが、日本海と九州が関係県になってきますので、そちらの関係県の中で打ち合わせをして融通をしているところです。

坂下委員

それ以外のところは関係ないのですね。

坂本主任技師

そうですね。系群が別になるので、さっき言っていました漁獲可能量というものの設定がまた別になっています。

坂下委員

でも、どこかからは、返してもらえるのでしょうかね。

坂本主任技師

もしこちらがひっ迫した状況であれば、その要望をして、今の島根県みたいな立場で受けることはできます。

坂下委員

島根県が一杯であったら、その関係のどこか空いとるところから、借りられるのですね。

坂本主任技師

状況にもよりますが、例えば国の留保枠からいただくこともあり得ると思います。

坂下委員

わかりました。

稲村会長 他にありませんか。

[質問等なし]

稲村会長 ないようであれば、次に議題3の全国海区漁業調整委員会連合会による中央活動結果について事務局より説明おねがいします。

辻局長 事務局より説明します。資料-3を御覧ください。令和4年7月22日金曜日に、全国事務局により要望書を水産庁、国土交通省、海上保安庁、外務省の担当部局に提出しました。後日、要望に対する回答を受けており、まとめたものを14ページ以降に示してあります。非常にボリュームがあり多岐にわたる要望とそれに対する回答が載せてあります。本日は12ページにあります石川県から要望しましたクロマグロの資源管理、外国漁船問題についてご説明します。クロマグロの資源管理についてですが、石川県からは、①配分を見直す際には、実績配分以外の観点の考慮。②定置網の混獲回避・効果的な再放流の手法の早期確立。③経営支援策の支援策の継続。④枠の融通手続きの簡素化を要望しております。それに対する水産庁からの回答が18～21ページに記載されております。まず、18ページの中ほど3として、令和4年には繰越分を沿岸漁業に優先的に配分したと回答を得ています。次に20ページをご覧ください。2段目の中ほど2として、引き続き役の融通を促進していくこと、同じく20ページの2段目の中ほど3として、令和3年度から定置網漁業等における混獲の防止や、魚種選択制を向上させる技術開発を進める新たな事業を令和3年度からはじめることが回答をいただきました。次に、21ページの1段目中ほど4に漁業収入安定対策資金事業について引き続き予算確保に努めていくと回答をいただいております。くろまぐろについては以上となっております。

では、12ページにもどっていただいて、外国漁船問題等について、本県から日本海の我が国排他的経済水域において、違法操業を繰り返す外国漁船への取り締まりを徹底し、我が国漁船の操業の安全を確保することを要望しました。その回答を水産庁と海上保安庁よりいただいております。水産庁からは、33ページの中段になりますが、令和4年3月に2,000トン級の取締船1隻を増強したこと、漁魚監督吏員等を増員したこと、海上保安庁との合同訓練を令和3年度に引き続き本年度も実施したことなどの回答がありました。海上補保安庁からは43ページの中ほど2に、今年度は大和堆を含めた日本海側の強化として大型巡視船1隻を配備する方向で検討を進めているとの回答を得ています。

水産庁、海上保安庁ともこの問題につきましては、ここ1,2年かなり重要視していただいております。結果として大和堆における外国船の違法操業もかなり減少していると思っております。ただ、この効果が出ているのではないかと思います。ただ、この問題はまだまだ解決しておりませんので、引き続き要望していくことが重要かなと思います。簡単ですが以上です。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑等なし]

稲村会長

なければ、次に、議題8「7月・8月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

小柳主幹

知事許可漁業の許可等の取り扱い状況の令和4年7月・8月分について報告します。

[資料4に基づき件数を報告]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑なし]

稲村会長

ないようであれば、最後の議題となります。議題5の「ホッコクアカエビ資源量調査結果について」水産総合センターより、ご報告をお願いします。

内藤主任技師

水産総合センターの内藤です、よろしく申し上げます。私の方からアマエビの資源量調査の結果について資料に沿って説明したいと思います。まず、アマエビの生物情報についてです。アマエビは標準和名を「ホッコクアカエビ」といい、北極海を取り巻くように分布しています。そのなかで、日本海はアマエビの分布の南限となっています。生息水深は200～950mまでとされていますが、日本海では主に300～600mに生息しています。生息環境として最適な水温は0.5℃前後です。漁業においては、多くが底びき網で漁獲されており、一部ではかご網でも漁獲されています。

アマエビの寿命11年の生涯を簡単に示したものになります。アマエビは水深200m帯付近で孵化した後、浮遊幼生となり、海面付近で1ヵ月ほど過ごします。その後着底し、成長しながら深いところへ移動していきます。アマエビは性転換をする種であり、この着底をしたときはすべてオスとして成長していきます。そして、3歳になると成熟し繁殖に参加します。5歳後半からメスに性転換します。その後、繁殖して卵を産むことになるのですが、メスは卵をすぐ体から放すわけではなくて、11か月間体に抱えたまま生活します。そして、水深300m帯付近まで移動し、卵を放出すると再び深い水深まで戻り、1年の期間をおいて、再び交尾を行います。寿命は11年以上と考えられており、以降は隔年で産卵を繰り返します。

続いて、本県におけるアマエビについて説明します。資料にグラフを2つ用意しています。左側は上位5道府県の漁獲量の変化になります。見ていただきますと、青色のラインが北海道になり、1位になっており、石川県は赤色のラインで2位となっています。以下、兵庫県、福井県、新潟県になっています。以上のように、石

川県は全国で2位、本州側では1位となっています。近年北海道の漁獲量が減少傾向であり、その差は以前よりは少なくなっています。今後の状況によっては石川県が1位となることが期待されています。続いて右側の円グラフは、本県の底びき網漁業の直近5年平均の水揚金額の内訳を示したものになります。202年のアマエビの水揚金額は約8億円ほどであり、全体の24%を占めております。こういった点から、石川県においてアマエビは極めて重要な種であるといえます。

次に県内アマエビ漁獲量の推移になります。2020年の漁獲量は706トンと前年からわずかに減少しましたが、長期的にみればそれほど悪くない状況となっています。また、漁獲量が長期的に大きく変動するとみてとれますが、この動きは不定期に発生する卓越年級群と呼ばれる発生量が多い年が影響しています。アマエビの資源を効率的・安定的に利用するためには、卓越年級群の発生を早期に把握し、若齢個体を上手に漁獲することが重要となってきます。

この卓越年級群の発生を調べるために水産総合センターでは、アマエビの資源量調査を毎年実施しています。この調査は、漁獲サイズに成長する前の若齢エビの分布密度を調べまして、その分布密度から将来的な資源量の動向を予測するものです。調査海域は金沢沖の水深375m～500mの海域を対象としています。調査方法は、石川県の調査船白山丸を使いまして、ソリ付き桁網の曳網によってエビを採集し、そのサイズなどを測ることによって、年齢別の資源量を推定するということをしています。

2022年は8月に調査を行いましたので、結果を報告します。今年の8月調査では、合計9回の曳網を行い、合計6671尾の入網がありました。入網個体のサイズ組成をみると、小さな個体が多かったのが今回の調査結果の特徴です。こちらを年齢別に分解した結果をみると、1歳2021年生まれの採捕尾数が367尾ということで非常に多く、同年級群が漁獲サイズへ成長する2025年以降に漁獲が上向くことが期待されます。一方で、2歳(2020年生まれ)は少なく、2024年に新たに漁獲サイズに達する個体は少ない可能性があります。続いて、近年の稚エビ発生状況になります。こちらは2020年8月以降の調査における1網当たりのサイズ組成のグラフですが、年級群ごとにいくつかの山に分けられます。この組成の山の大きさから年級群の多さが、山を追いかけることでそれらが順調に生き残っているかを確認することができます。年級群ごとにみると、2019年生まれはそれなりに多く、順調に成長していることがわかりますが、先ほども言いましたけれども、2020年生まれは非常に少ない可能性が高いです。一方で2021年生まれはかなり多いと思われれます。今後の調査で動向を確認する必要があると思いますが、同年級群は順調に成長すれば2025年に漁獲サイズに達する見込みです。

最後に子持ちアマエビの小型化についてです。こちらは、2013年に水産業者の方から「子持ちアマエビが例年より小さい」という相談を受け、センターでアマエビのサイズ変化の動向を調査すると、相談の通りに子持ちアマエビの大きさが小さくなっていた

ということが確認されました。詳しく調べてみると、卓越年級群の発生により一時的に雄が増加し、雌が少ない状況となったため、雌雄比を保つために一年早く雌に性転換していたことがわかりました。以降、当センターでは資源量調査の際に子持ちアマエビの小型化の兆候の有無を確認しています。直近の調査で採取された子持ちアマエビの大きさを見てみますと、資料の一番下、赤線で囲まれている小型化が顕著に見られた2014年では、大半が頭胸甲長23～25mmとなっています。一方、直近の調査では、当該サイズの個体も含まれるものの、幅広いサイズの個体があり、当時のような小型化は確認されていませんでした。

2022年8月の調査結果のまとめです。今回の調査では1歳2021年生まれが非常に多く、同年級群が漁獲サイズへ成長する2025年以降に漁獲が上向くことが期待できます。一方で、2歳2020年生まれの個体は少なく、2024年に新たに漁獲サイズに達する個体は少ない可能性があります。また、今回の調査では子持ちアマエビの小型化は確認されませんでした。しかし、2021年生まれが非常に多い可能性があるため、これらが雄として成熟する数年後には再び小型化現象が発生する懸念はあります。これは資源が多い兆候であるため、必ずしも悪いことではないですが、今後の動向に注意したいと思います。

稲村会長 ただ今、水産総合センターより報告がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

太田議員 他の道県の漁獲動向について、北海道の漁獲が減少していること、兵庫県の漁獲が増加していることについて、それぞれどのような原因が考えられるのでしょうか。

内藤主任技師 兵庫の漁獲増加についてはわからないのですが、北海道の漁獲減少については、北海道が行っている資源評価の結果では、資源状況が非常に悪い様子。獲り控えによる影響もあるかもしれないが、資源状況の悪化が最も影響しているのではと考えています。

稲村会長 この他、何かご質問ありますでしょうか。

[質疑なし]

稲村会長 それでは、その他になりますか、なにかありますでしょうか。

[発言なし]

稲村会長 なければ、事務局よりお願いします。

辻局長 次回の委員会ですが、10月18日(火)11時からKKRホテル金沢で開催したいと思います。以前よりお話ししましたとおり、昼食をご用意しております。同会場で昼食後、14時から17時まで日本海ブロック会議となりますので、併せてご参加のほどよろしく

お願いします。なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきます。

[全員了承]

稲 村 会 長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本日は以上をもって終了させていただきます。ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員